

# 国民健康保険税率を改定します

環境保健係

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度で、国民皆保険制度の中核をなす医療保険です。

立科町の国保財政は、収入で加入者の減少や高齢化等によって、保険税の税収が減少傾向にある一方で、支出では保険給付費が年々増加しており、財政調整基金の取り崩しによって、会計不足分を補てんしている状況です。

平成26年度末の基金残高は、平成22年度末残高154,478千円の約4割まで減少する見込みであり、保険税収の伸び悩みや、医療費の増加等により、今後、さらに厳しい財政状況になることが予測されるため、国保事業を健全かつ安定的に運営することを目的に、平成27年度から下記のとおり税率を前年度比、平均7.76%引き上げる改定を行います。

今後も、国保事業の健全運営に努めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

## 国民健康保険税 税率表

区 分		現 行	改定後
所得割 (世帯の国保加入者の前年所得に応じて計算されます。)	医 療 分	5.2%	5.6%
	後期高齢者支援金分	1.3%	1.6%
	介護納付金分	1.9%	2.05%
資産割 (世帯の国保加入者の固定資産税に応じて計算されます。)	医 療 分	22.0%	20.0%
	後期高齢者支援金分	8.0%	5.7%
	介護納付金分	8.8%	8.5%
均等割 (国保加入者一人あたりの金額で世帯の加入者数に応じて計算されます。)	医 療 分	20,000円	21,000円
	後期高齢者支援金分	4,800円	6,000円
	介護納付金分	9,500円	9,200円
平等割 (国保加入者のいる全世帯に負担いただけます。)	医 療 分	20,000円	21,500円
	後期高齢者支援金分	4,800円	6,200円
	介護納付金分	5,700円	6,400円

平成26年度税率で計算した一人あたり国保税額

76,430円 (平均)



平成27年度(税率改定後)の  
一人あたり国保税見込額

82,360円 (平均)

- 40歳未満と65歳～74歳の加入者のみの世帯は、医療分+後期高齢者支援金分が年間の国保税額となります。
- 40歳～64歳の加入者がいる世帯は、医療分+後期高齢者支援金分+介護納付金分が年間の国保税額となります。

### 後期高齢者支援金とは？

全国の後期高齢者の自己負担額を除いた医療費の4割分を、各医療保険者が分担して負担するものです。

### 介護納付金とは？

全国の介護給付費の約3割分を、各医療保険者が40歳～64歳までの加入者数の割合に応じて負担するものです。

### 〈所得金額が少ない世帯への軽減措置〉

制度改正により、平成27年度から応益分（均等割、平等割）の軽減判定所得の基準が見直され、軽減対象が拡充されます。

#### ■ 軽減判定所得（現行）

7割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）  
5割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）  
                  +24.5万円×（加入者数\*）  
2割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）  
                  +45万円×（加入者数\*）



#### ■ 軽減判定所得（改正後）

5割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）  
                  +26.0万円×（加入者数\*）  
2割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）  
                  +47万円×（加入者数\*）

\*加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の加入者から後期高齢者医療の加入者に移行した者を含む。